

仕 様 書

- 1 事業名称 病院事業
- 2 件 名 韮崎市立病院 医療用チューブ洗浄器購入
- 3 目 的 既存機器の経年劣化による入れ替え
- 4 納入期限 令和 9 年 3 月31日
- 5 納入場所 韮崎市本町3丁目5番3号 韮崎市立病院 手術室
- 6 内 容 (積算の根拠)

積算価格 円(税込)

番号	品 名	数量	式	単 価	金 額
1	医療用チューブ洗浄器	1	台		
小 計					
消 費 税					
合 計					

7 特記事項

- (1) 既存機器の廃棄は含むものとし、調達物品の備えるべき技術的要件は、別紙を参照すること。
- (2) 納入時の日程、作業計画、場所等は事前に担当者と打合せを行うこと。
- (3) 購入機器の搬入、搬送、納品、設置、工事等、使用可能となるまでの一切の費用は上記の経費に含むものとし、受注者の負担とする。
- (4) 無償保証期間は納入後から1年間とし、製造会社による保証とする。
- (5) 購入機器の配置場所は、担当者の指示に従うこと。
- (6) 搬入、搬出の際には、車両等の進入、備品の移動等施設内の安全を最優先し、事故の無いよう十分に配慮すること。
- (7) 取扱説明書を提示するとともに、使用方法等を納入先の担当職員等へ説明すること。
- (8) 納入の際に発生する不要な梱包材等は、受注者が責任を持って処分すること。
- (9) 作業中は、施設及び施設内の備品等への汚損・毀損に十分注意を払うこと。
- (10) 納入の際は、担当者に納品書または納品完了届等を提出し、検収を受けること。
- (11) 各種感染症拡大防止対策として納品前、納品中の対応については、担当者の指示に従うものとする。また、作業及び納品を行った従事者がコロナウイルス等の感染症に感染した場合は、速やかに担当者へ報告すること。

- 8 そ の 他 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議のうえ決定するものとする。

- 9 担 当 課 韮崎市立病院 事務局 総務担当
(韮崎市本町 3 丁目 5 番 3 号 / 電話 0551-22-1221)

(別紙) 調達物品の備えるべき技術的要件

- 1 医療用チューブ洗浄器本体は以下の仕様を満たすこと
- 1-1 「一般医療機器（クラスⅠ、器具除染用洗浄器）」と同等以上の性能を有すること。
- 1-2 ステンレス製ワイヤーバスケット（複数枚積載可能）、または専用の接続用カートリッジ（チューブ・蛇管用等）を装着可能な構造であること。
- 1-3 減圧沸騰による沸騰・突沸効果、または個別ノズル噴射（つるし洗浄）およびバブリング洗浄等の洗浄方式のいずれか（または組み合わせ）により、チューブ・蛇管等の内腔まで確実に除染できること。
- 1-4 最低7コース以上の個別選択コース、または同等以上の全自動制御プログラム設定能力を有すること。
- 1-5 温水（沸騰除染含む）または熱水処理（温度設定可能：最大90℃以上、時間任意設定）による物理的な除染・消毒プロセスを有すること。
- 1-6 ヘパフィルター等を経由したクリーンな温風による温風乾燥方式、または真空引きと熱風を併用する乾燥方式のいずれか（または組み合わせ）を有すること。
- 1-7 幅 1,450 mm 以下 × 奥行 850 mm 以下 × 高さ 1,900 mm 以下であること（扉開閉等の動作スペースを除く）。
- 1-8 製品本体質量（無負荷時）が 450 kg 以下であること。
- 1-9 基本的な安全装置（ドアロック等）を標準装備すること。自動ドアを搭載する機器においては、動作警告（ブザー音等）を備えること。
- 1-10 排水配管は高温排水への対応が可能な耐熱性を有すること。
- 1-11 漏水対策の検知器又は同様の効果を目的とした機能を有すること
- 1-12 入札機器は、入札時点で製品化されており、カタログ記載があること。